

## 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る今後の予定について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議経緯は、これまで、平成18年4月に北上川等4水域について第1次答申をいただいた。今回、利根川、荒川水系（当該水域に係る人工湖）及び東京湾の水域に係る検討をいただいたところ。

今後は、引き続き、以下の事項について検討を進める。

### 1. 検討事項について

#### (1) 各水域の水域類型の指定

国が水域類型の指定をする水域について、残りの河川21水域及び海域9水域における審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

河川：10河川程度（相模川、富士川、天竜川、木曾川、揖斐川、長良川、淀川、神崎川、猪名川、木津川、その他それぞれ河川に係る自然湖及び人工湖を含む）

#### (2) 水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

### 2. 今後のスケジュールについて

#### (1) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第13回

- ・ 検討対象水域の状況について

#### (2) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第14回以降

- ・ 水域類型の指定について
- ・ 第3次報告（案）の取りまとめ  
第3次報告以降も、引き続き検討